

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について

(8月30日(日) 00:00 時点)

羽田空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。羽田空港へお越しになるお客様につきましては、以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- ターミナル館内のドアノブ・手すり(動く歩道/エスカレーター含む)や手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化を行っております。
- 航空会社カウンターや保安検査場などの列に並ぶ際は、人と人の前後の間隔を広めにとるようお願いいたします。
- 空港にお越しになる際は、咳等の症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの実施にご協力ください。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗いを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。また、ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

【日本国国土交通省からの要請】

- ① 発熱等の症状がある方につきましては、航空便の利用を控えていただきますようお願いいたします。
- ② また、手洗いなどの手指消毒や、咳エチケットは、感染症予防の基本です。ご利用の皆様におかれましては、空港や航空機内、公共交通機関ご利用時におけるこれらの取組に加え、マスクの着用や会話を控えることにご協力をお願いいたします。
- ③ あわせまして、通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、接触機会の低減を図るため、テレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

参考:厚生労働省 HP

「[新型コロナウイルス感染症について](#)」

「[各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センター](#)」

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020年8月30日午前0時から、以下の通りとなります。

- ① 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ② 日本到着時前14日以内に表の地域における滞在歴がある外国人

【表】

国・地域名
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、韓国、ガンビア、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、サンマリノ、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スーダン、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中央アフリカ、中国、チュニジア、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パチカン、パナマ、バハマ、パラグアイ、パレスチナ、バーレーン、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ブータン、米国、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、マダガスカル、マラウイ、マルタ、マレーシア、南アフリカ、南スーダン、メキシコ、モナコ、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、ルクセンブルク、ルワンダ、ルーマニア、レソト、レバノン、ロシア

【日本国厚生労働省からのお知らせ】

- 過去 14 日以内に表の国・地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出てください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、表の国・地域に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に表の国・地域に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください（機内で配られた健康カードもご参照ください）。

なお、全ての地域から入国・帰国する方は、検疫所長が指定する場所で 14 日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないでください。

参考：「東京国際空港(羽田空港)における入国時の検疫手続きについて」東京検疫所HP
「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」(厚生労働省 HP)

【日本国外務省からのお知らせ】

多数の国・地域で日本人及び日本からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限措置が実施されています。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分にご確認ください。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

- ・「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」(外務省 HP)
- ・「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」(外務省 HP)
- ・「国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました」(経済産業省 HP)

【参考】

現在、中華人民共和国または大韓民国を出発し日本の空港に到着しようとする航空機(旅客の運送に係るものに限る。)については、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請しています。(2020年3月9日午前0時～)

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

※最新情報は Twitter でも配信していますので、アカウント『羽田空港公式_運用情報』をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

新型コロナウイルス感染症対策本部(首相官邸ホームページ)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸ホームページ)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、日本政府観光局(JNTO)では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

[「Japan Visitor Hotline」\(PDF: 565kB\)](#)